

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成18年11月14日(火)午後1時30分～4時00分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

家坂清子委員, 田崎美津江委員, 中村喜美郎委員, 樋口隆明委員, 福岡右武委員, 松本茂基委員, 圓山慶二委員, 武藤洋一委員, 森山脩一委員, 山田謙治委員, 横島庄治委員(以上11人)

(説明者(前橋地方裁判所))

久我泰博部総括判事, 渡部高士刑事首席書記官

(事務担当者)

高野淳之事務局長, 吉武雅人首席家裁調査官, 伊東静司首席書記官, 福永浩之事務局次長, 助川政浩総務課長, 齋藤辰男総務課課長補佐

4 意見交換

テーマ「裁判員制度について」に関し, 意見交換をした。

- 広報映画の中で裁判長が「判決を下す。」という表現を使用しているが, 「判決を言い渡す。」と言うべきではないか。また, 少しでも迷いがあれば被告人に有利に判断すべきだとの台詞もあったが, これは不正確である。合理的な疑いを入れないというのだから, 常識的に考えて間違いがなければいいということであるが, この法諺の説明が少し正確性に欠ける。
- マスコミでは, 判決について申し合わせ等はないが, 「判決を下す。」という表現は好ましくはないと思う。また, 「呼出状」という言葉にも抵抗を感じている。
- 広報映画のように, うまくいくのかと思う。うまくいけば誘導したというようなことになっても困るし, 裁判員側の意見が割れてしまっても困ることになるのではないかと危惧している。
- 裁判員体験模擬裁判では, いろいろ意見が出るが, 話をしていくうちにまと

まってい。5回くらい一般の人が参加している場面を見ているが、突飛な意見が出るということはない。

- 大学で何十年も法律学の教授をしていた場合には、辞めた後も裁判員への就職を禁止するべきだと思う。
- 裁判員の担当事件は1回で終わるが、裁判員になると大量の勉強をさせられる。せっかく苦労してもらったのだから、希望者には2回までは裁判員をやってももらってもよいということにしてはどうか。その方が制度を深めるという効果からいくと本筋ではないか。
- 国民参加の裁判として陪審制と参審制があるが、陪審員は事件毎に選任されるという点が裁判員と似ているが、有罪無罪のみを決め、量刑判断は行わない。参審員は裁判員と同様に裁判官とともに有罪無罪と量刑を決めるが任期制である。事件毎に選任され、有罪無罪と量刑を決めるというのは日本のみの制度である。
- 「評議」を初めて見て感動している。というのは裁判長が非常に分かりやすい言葉で説明をしたり、意見を引き出したりしている。そういう点がこれから非常に重要になってくると思う。
- 公判前の整理手続が1年前に施行されたが、予断排除等の問題はないということが前提となって運用されていると思うが、その点はどうなのか。
- 裁判官は証拠を見ないということで、一応、予断というものを考えている。職業裁判官であるので、どれだけの証拠があるかということが分かっているけど、実際に法廷でその都度どれだけの証拠が出されるのか分からないということで、きちんと区別をしている。
- 審理の予定を立てるために行うもので心証を形成させるためのものではないと考えている。公判前の整理手続という制度がうまく運用されないと裁判員制度というものが機能しないことになるだろうし、忙しい裁判員を何日も拘束するという問題も出てくると思う。
- 裁判員の関与する事件では、3日程度で終わるものが大半であろう。
- 法曹三者で行った模擬裁判の日程も3日程度であった。法の日週間等の一般

の方が参加する裁判員体験模擬裁判では、起訴状朗読から論告弁論までを約30分で行い、1時間半程度で判決言渡しまでを行っている。

- 裁判官を助けているという制度なのか、先ほどの「評決」を見ていると裁判長が判断するのに非常にサポートされている。これは被告のための、関係者のための公正な裁判だという制度で本来あるべきである。
- 国民は、裁判員裁判が刑事事件のうち重大性のある犯罪が対象であるということを理解できていないのではないか。
- 対象事件のうち裁判員がやると被害やテロがある恐れがあるものなどは例外的に裁判員を外すものもあるが、除外規定に当たるということはめったにない。

以 上